

別表第1

令和元年 10 月 1 日

住宅性能評価業務 一戸建ての基本評価料金(単位:円)

(消費税別)

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 設計評価料金	(は) 建設評価料金
200 m ² 以内	45,000 (65,000)	80,000
200 m ² 超	60,000 (80,000)	100,000

※ ()内は、構造計算を伴うものとする。

※ 選択料金は必須以外の項目を選択する場合、必須項目を含まない分野ごとに1,000円を加算します。

別表第2

住宅性能評価業務 1棟の基本評価料金(単位:円)

(消費税別)

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 設計評価料金		(は) 建設評価料金
	住戸数(M)	10戸未満はM=10	検査回数(N)
1,000m ² 以内	120,000 +	9,000 × M	60,000 × N + 15,000 × M
1,000超 - 2,000 m ² 以内	140,000 +	8,000 × M	65,000 × N + 14,000 × M
2,000超 - 3,000 m ² 以内	160,000 +	7,000 × M	75,000 × N + 13,000 × M
3,000超 - 5,000 m ² 以内	180,000 +	6,500 × M	90,000 × N + 12,000 × M
5,000超 - 7,500 m ² 以内	200,000 +	6,000 × M	100,000 × N + 11,500 × M
7,500超 - 10,000 m ² 以内	240,000 +	5,500 × M	120,000 × N + 11,000 × M
10,000超 - 20,000 m ² 以内	340,000 +	5,500 × M	160,000 × N + 11,000 × M
20,000超 - 30,000 m ² 以内	490,000 +	5,000 × M	210,000 × N + 10,500 × M
30,000m ² 超	550,000 +	4,900 × M	240,000 × N + 10,500 × M

※ 評価対象住戸数(M)が10戸未満の場合は、10戸として算出する。

※ 変更設計住宅性能評価の料金は、1回の変更につき(ろ)欄の変更する住戸数の単価の1/2の額とする。

※ 変更建設住宅性能評価の料金は、1回の変更につき(は)欄の変更する住戸数の単価の1/2の額とする。

※ 評価書の再発行は1戸当たり5,000円とする。

別表第3

地盤の液状化に関する情報の記載料金(単位:円)

(消費税別)

記載戸数	全住戸選択料金(単位:円) 単価×評価戸数(M)	個別住戸選択料金(単位:円) 単価×評価戸数(M)
1戸~100戸	300×M	1,000×M
100戸超~300戸	240×M	
300戸超	180×M	

※一戸建ての場合は、2,000円(面積制限なし)とする。

別表第4

設計住宅性能評価・建設住宅性能評価 選択評価料金(単位:円) 選択分野単価×評価住戸数(M)

1棟の延べ床面積	設計評価料金							建設評価料金						
	1分野料金	2分野料金	3分野料金	4分野料金	5分野料金	6分野料金	7分野～料金	1分野料金	2分野料金	3分野料金	4分野料金	5分野料金	6分野料金	7分野～料金
1000以内	500XM	1100XM	1600XM	1900XM	2200XM	2400XM	2500XM	600XM	1400XM	1900XM	2300XM	2700XM	2900XM	3000XM
1000超～2000以内	500XM	1100XM	1600XM	1900XM	2200XM	2400XM	2500XM	600XM	1400XM	1900XM	2300XM	2700XM	2900XM	3000XM
2000超～3000以内	500XM	1000XM	1400XM	1700XM	1900XM	2100XM	2200XM	600XM	1200XM	1700XM	2100XM	2400XM	2600XM	2700XM
3000超～5000以内	500XM	1000XM	1300XM	1600XM	1900XM	2000XM	2100XM	600XM	1200XM	1600XM	2000XM	2300XM	2500XM	2600XM
5000超～7500以内	500XM	900XM	1300XM	1600XM	1800XM	1900XM	2000XM	600XM	1100XM	1600XM	1900XM	2200XM	2400XM	2500XM
7500超～10000以内	500XM	800XM	1100XM	1400XM	1600XM	1700XM	1800XM	600XM	1100XM	1500XM	1800XM	2000XM	2200XM	2300XM
10000超～20000以内	500XM	800XM	1100XM	1400XM	1600XM	1700XM	1800XM	600XM	1000XM	1400XM	1700XM	1900XM	2100XM	2200XM
20000超～30000以内	500XM	700XM	1000XM	1200XM	1400XM	1500XM	1600XM	600XM	1000XM	1300XM	1600XM	1900XM	2000XM	2100XM
30000超	500XM	700XM	1000XM	1200XM	1400XM	1500XM	1600XM	600XM	1000XM	1300XM	1600XM	1900XM	2000XM	2100XM

※ 選択項目評価料金は、別表第2、必須項目評価料金に別表第4の選択分野毎の評価料金の加算になります。

別表第5

音環境に係る評価料金(単位:円) (消費税別)

性能評価	料金
設計性能評価(1タイプに付)	5,000
建設性能評価(1タイプに付)	5,000

別表第6

室内空気中の化学物質の濃度測定に係る濃度測定の料金(単位:円) (消費税別)

(い) 測定住戸数	(ろ) 料金	
	ホルムアルデヒドのみ (バッジ1個使用)	ホルムアルデヒド + VOC (バッジ2個使用)
5住戸以下	45,000 円/戸	55,000 円/戸
6～10 住戸	30,000 円/戸	40,000 円/戸
11～30 住戸	25,000 円/戸	35,000 円/戸
31 住戸～	20,000 円/戸	30,000 円/戸

別表第7

現況検査の料金(住棟・共用部分)(単位:円)

(消費税別)

1棟の延べ床面積		住棟・共用部分の現況検査の料金		
		竣工図・設計図書有 ※1	設計図書有 ※2	設計図書 無
500	m ² 以内	170,000	210,000	個別見積
500超 - 1,000	m ² 以内	180,000	220,000	個別見積
1000超 - 2,000	m ² 以内	200,000	250,000	個別見積
2000超 - 3,000	m ² 以内	220,000	270,000	個別見積
3000超 - 5,000	m ² 以内	250,000	300,000	個別見積
5000超 - 7,500	m ² 以内	300,000	350,000	個別見積
7500超 - 10,000	m ² 以内	350,000	430,000	個別見積
10000超 - 15,000	m ² 以内	400,000	500,000	個別見積
15000超 - 20,000	m ² 以内	500,000	600,000	個別見積
20000超 - 30,000	m ² 以内	650,000	800,000	個別見積
30000超 - 40,000	m ² 以内	850,000	1,000,000	個別見積
40000超 - 50,000	m ² 以内	1,200,000	1,350,000	個別見積
50000超 - 100,000	m ² 以内	1,500,000	1,750,000	個別見積
100,000	m ² 超	1,800,000	2,200,000	個別見積

現況検査の料金(住戸・専用部分)(単位:円)

(消費税別)

評価対象住戸		住戸・専用部分の現況検査の料金(1住戸当たり)		
		竣工図・設計図書有 ※1	設計図書有 ※2	設計図書 無
90	m ² 以内	34,000	44,000	個別見積
90超 - 110	m ² 以内	38,000	48,000	個別見積
110超 - 130	m ² 以内	42,000	53,000	個別見積
130	m ² 超	46,000	58,000	個別見積

※1: 竣工図・設計図書は意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面とします。

※2: 意匠図のみの場合や、現況と設計図書のくい違いが大きい場合などです。

別表第8

個別性能評価料金(単位:円)

(消費税別)

個別性能表示事項 (全て選択事項)	全ての既存住宅の評価			
	建設評価書 有 *1	設計評価書 有	設計図書 有 *2	設計図書 無
1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	30,000			
1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)				
1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	30,000 * 3			
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		個別見積	個別見積	—
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	30,000			
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法 *4				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)				
2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)				
2-3 非難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	5,000/戸	9,000/戸	9,000/戸	個別見積
2-4 脱出対策(火災時)				
2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分 (開口部))				
2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分 (開口部以外))				
2-7 耐火等級(界壁及び界床)				
3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	10,000	個別見積	個別見積	個別見積
4-1 維持管理封策等級(専用配管)				
4-2 維持管理対策等級(共用配管)	5,000/戸	9,000/戸	9,000/戸	個別見積
4-3 更新対策(共用排水管)				
4-4 更新対策(住戸専用部)				
5-1 断熱等性能等級	5,000/戸	30,000/戸	30,000/戸	個別見積
5-2 一次エネルギー消費量等級	5,000/戸	30,000/戸	30,000/戸	
6-2 換気対策	5,000/戸	9,000	9,000/戸	個別見積
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	個別見積			
6-4 石綿含有建材の有無等(1住戸の料金)	有無確認			110,000
	サンプル採取 分析(1建材3検体)			440,000
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等(1住戸の料金)	濃度測定分析(1か所2試料)			380,000
7-1 単純開口率	5,000/戸 * 5	9,000/戸	9,000/戸	個別見積
7-2 方位別開口比				
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	5,000/戸	9,000/戸	9,000/戸	個別見積
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)				
10-1 開口部の侵入防止対策	5,000/戸	9,000	9,000/戸	個別見積

※個別性能評価は選択項目ですので1～10の内1項目のみの評価取得も出来ます。

- * 1: 評価書および竣工時設計図書(意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面)がある場合。
- * 2: 新耐震設計法(1981年)以降の基準による構造計算書、地盤調査書等がある場合を対象とする。
- * 3: 免震建築物としての建設住宅性能評価及び直近の免震建築物の点検結果報告があるものに限る。
- * 4: 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。
- * 5: 開口部計算書資料がない場合は、光・視環境に関しては、30,000円となります。
- * 6: 建材サンプルについては、申請者の指定する建材について実施しますが、その為、壁等仕上げ材一部を剥がす等などの作業、及び高所足場が必要な場合などの用意は申請者にて準備して下さい。
- * 7: サンプルは1建材につき10平方cmから100平方cm程度を3か所採取しますが、採取部分の復旧、補修は申請者にて行って下さい。
- * 8: 濃度測定は申請者の指定する室内にて実施しますが、現地にて評価員の判断により、他の適した部屋を選択する場合があります。
- * 9: サンプル資料の分析についてはJISA1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)により、室内空気中の濃度測定については、住宅性能表示の評価基準によります。

(別表第9)

料金に加算される出張費料金(住宅性能評価業務出張交通費)

地域区分	地 域	出張交通費(円)
	受付した本社からの距離	
地域:A	東京23区内	-
地域:B	東京23区外及び20km以内	2,000
地域:C	20Kmを超え50km以内	8,000
地域:D	50Kmを超え100km以内	15,000
地域:E	100Kmを超え200km以内	25,000
地域:F	200Kmを超え500km以内	30,000+交通手段による実費
地域:G	500Kmを超え750km以内	35,000+交通手段による実費
地域:H	750kmを超える地域	40,000+交通手段による実費

※検査対象建築物の規模により、検査員が複数となる場合、出張交通費は検査員人数を上記費用に乗じたものとする。

(別表第10) 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

減額率については、別紙3(別表第10)に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算する事が出来るものとする。但し、最大減額率は40%とする。

NO.	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
		(最大減額率)	(最大減額率)
(1)	共同住宅で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとJCIAが判断したとき。	10%	10%
(2)	住宅性能評価の申請とともに、住宅金融支援機構法第13条第1項、第4項及び第7項の資金の貸付等に係る住宅の審査又は検査を行うとき。	10%	10%
(3)	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	-
(4)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	5%	5%
(5)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	5%	5%
(6)	設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	10%	-
(7)	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請をJCIAに行うとき。	-	10%
(8)	設計住宅性能評価の申請とともに、構造計算適合性判定申請と併願する場合。	10%	-
(9)	同一申請者が、過去3年間の申請実績が共同住宅で3棟以上または300戸以上あり、今後、年間に共同住宅について100戸以上の申請が見込まれる時で、住宅性能評価が効率的に実施出来るとJCIAが判断した場合。	10%	10%
(10)	設計住宅性能評価の申請とともに、長期優良住宅技術的審査の申請を行う場合。	5%	-

(別表第11) 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

増額率については、別紙3(別表第11)に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算する事が出来るものとする。

NO.	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
		(最大増額率)	(最大増額率)
(1)	JCIAの責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した時。	10%	-
(2)	申請者の要望により、通常より短い業務期間にて評価を実施する場合。	10%	-
(3)	第11条1項に定める計画の変更等により、審査の追加、やり直し等が生ずる場合(第11条2項の場合を除く)。(第11条2項の場合を除く)	10%	-
(4)	その他JCIAが必要であると判断した場合。	10%	10%